

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 <u>第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u> 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償</p>	<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償</p>

<p>却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 6 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</u></p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p><u>第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</u></p> <p>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p>	<p>却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 6 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</u></p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p><u>第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</u></p> <p>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p>
---	---

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係

第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

第 6 章の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

第 6 章の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例

第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係

第 1 款 交際費等の範囲

第 2 款 損金不算入額の計算

第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第 1 款 課税対象の範囲等

第 2 款 収益の額

<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係</p>	<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）関係</p>
---	---

<p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他</p> <p>第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係 第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係 第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用</p>	<p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係 第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他</p> <p>第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係 第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係 第68条の85（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用</p>
--	--

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第10款 その他

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係

第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係

第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係

第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係

第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係

第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係

第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）関係

第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係

<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>
---	---

二 第 68 条の 9 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(1) - 1 <u>措置法第 68 条の 9</u>……………<u>同条第 1 項に規定する「他の者</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>68 の 9(1) - 3 試験研究費……………</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(1) - 1 <u>措置法第 68 条の 9 第 1 項</u>……………「他の者……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>68 の 9(1) - 3 <u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 1 号に規定する試験研究費(以下「試験研究費」という。)</u>……………</p>

三 第 68 条の 10～第 68 条の 36(共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項から第 4 項まで、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項から第 4 項まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 19</u>……………</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 ……………措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 6 第 1 項及び第 2 項</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 19</u>、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 並びに第 68 条の 31 から第 68 条の 36 までの規定 (同法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項</u>、第 43 条から第 44 条まで……………</u></u></p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 14</u>、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4、<u>第 68 条の 15 の 6</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 19</u>……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－1 措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項</u>、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 20</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－2 ……………措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項</u>、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 20</u>、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 並びに第 68 条の 31 から第 68 条の 36 までの規定 (同法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項</u>、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで……………</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68 の 10～68 の 36(共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 16、第 68 条の 17、<u>第 68 条の 20</u>……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 11 項、第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 14 第 4 項、第 68 条の 15 第 4 項</u>……………</p>	<p>(被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 4 項、第 68 条の 13 第 3 項、第 68 条の 15 第 4 項</u>……………</p>

四 第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度のうちにおいて中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1 ……</p> <p>……………中小連結法人 (以下「<u>中小連結法人</u>」という。) ……</p> <p>…措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する<u>特定機械装置等</u> (以下 68 の 11-9 ま</p> <p><u>でにおいて「特定機械装置等」という。) については同項の規定の適用が</u></p> <p><u>あり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供</u></p> <p><u>した特定生産性向上設備等 (同条第 2 項又は第 8 項に規定する「特定生産</u></p> <p><u>性向上設備等」をいう。) については同条第 2 項及び第 8 項</u>……………</p> <p><u>規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額 (以下「取得価額基準</u></p> <p><u>額」という。) ……判定することに留意する。</u></p> <p>④ 1 ……措置法第 68 条の 11 第 7 項……………以下同じ……………</p> <p>……………ついても、<u>同様とする。</u></p> <p>2 本文後段の判定の結果、中小連結法人に該当していた期間内に取得</p> <p>等をして指定事業の用に供していた措置法規則第 22 条の 25 第 1 項又は</p> <p>第 2 項に係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号</p> <p>又は第 3 項に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が取得価額基準</p>	<p>(連結事業年度のうちにおいて中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1 ……</p> <p>……………中小連結法人……………<u>同項に規定する特定機械装置等に</u></p> <p><u>ついては、措置法第 68 条の 11 第 1 項</u>……………規定する<u>特定機械装置等</u></p> <p><u>に係る取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額</u>……………<u>判定する</u></p> <p><u>ものとする。</u></p> <p>④ ……措置法第 68 条の 11 第 2 項……………以下 68 の 11-</p> <p><u>8 において同じ</u>……………ついても同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額以上である場合において、その中小連結法人に該当していた期間のうち</u> <u>に特定中小連結法人に該当していた期間があるときの措置法第68</u> <u>条の11第8項に規定する税額控除限度額は、次による。</u></p> <p>(1) <u>当該特定中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定</u> <u>事業の用に供していた同項に規定する特定生産性向上設備等</u> <u>その</u> <u>取得価額の合計額の100分の10に相当する金額</u></p> <p>(2) (1)以外の同項に規定する特定生産性向上設備等 <u>その取得価額の</u> <u>合計額の100分の7に相当する金額</u></p> <p><u>(特例対象連結事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適</u> <u>用)</u></p> <p><u>68の11-1の2 措置法第68条の11第3項又は第10項の規定は、同条第3項に規定</u> <u>する特例適用連結事業年度（以下68の11-1の2において「特例適用連結事業</u> <u>年度」という。）終了の日において中小連結法人に該当する連結法人が、中小</u> <u>連結法人に該当していた期間（同項に規定する特例対象連結事業年度等の特定</u> <u>期間内の期間に限る。）内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向</u> <u>上設備等（同項又は同条第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）</u> <u>について適用があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 1 同条第4項に規定する特定生産性向上設備等についても、本文と同様、</u> <u>特例適用連結事業年度終了の日において中小連結法人に該当する連結法人</u> <u>に適用があることに留意する。</u></p> <p><u>2 特例適用連結事業年度終了の日において特定中小連結法人に該当する連</u> <u>結法人が、特定中小連結法人に該当していた期間（同条第3項に規定する</u> <u>特例対象連結事業年度等の特定期間内の期間に限る。）内に取得等をして</u> <u>指定事業の用に供した同条第10項に規定する特定生産性向上設備等に係る</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同項の繰越税額控除限度超過額に加算する金額は、当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の100分の10に相当する金額による。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 ……………</p> <p>⑥ ……………<u>係る措置法規則第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号</u>……………</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p><u>68 の 11-2 の 2 措置法第 68 条の 11 第 2 項から第 4 項まで、第 8 項又は第 10 項に規定する特定生産性向上設備等 (以下 68 の 11-2 の 2 において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。) は、特定機械装置等及び措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する特定生産性向上設備等 (以下 68 の 11-2 の 2 において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。) のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>⑥ <u>例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件 (措置法令第 39 条の 47 第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 2 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 4 項第 2 号若しくは第 4 号に規定する取得価額に係る要件をいう。) のうち複数の減価償却資産 (工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下の 68 の 11-2 の 2 において同じ。) の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 ……………</p> <p>⑥ ……………<u>規定する「第 20 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号」</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>性向上設備等に該当する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</u></p> <p>68 の 11-3</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>68の11-3の2 措置法第68条の11第8項に規定する税額控除限度額（同条第10項の繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）を計算する場合における特定生産性向上設備等（同条第8項又は第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下68の11-3の2において同じ。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した連結事業年度(措置法第68条の11第10項に規定する特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下68の11-3の2において「供用年度」という。)において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の連結事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p>	<p><u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p> <p>68 の 11-3</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>⑥ 1. <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p>2. <u>特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第 68 条の 11 第 8 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達 9-2-3（基本通達 10-2-2 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………「<u>小分類 693 駐車場業</u>」、<u>「大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業</u>」、<u>「中分類 75 宿泊業</u>」、<u>「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業</u>」、<u>「中分類 79 その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。）</u>」、<u>「大分類 O 教育, 学習支援業</u>」、<u>「大分類 P 医療, 福祉</u>」、<u>「中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）」</u>及び<u>「大分類 R サービス業（他に分類されないもの）」</u>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p> <p>68 の 11-7 ……………<u>取得等をし、又は移転を受けた特定機械装置等</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 11</u>……………</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11-5 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………「<u>小分類 693 駐車場業</u>」、<u>「中分類 75 宿泊業</u>」、<u>「大分類 P 医療, 福祉</u>」、<u>「大分類 O 教育, 学習支援業</u>」、<u>「中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）」</u>及び<u>「大分類 R サービス業（他に分類されないもの）」</u><u>（旅行業を除く。）</u>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p> <p>68 の 11-7 ……………<u>取得等をした特定機械装置等（措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 68 の 11-9 までにおいて同じ。）</u>……………<u>同条</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11-8 中小連結法人である連結法人が、その<u>取得等をし、又は移転を受け</u> <u>た</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>68 の 11-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 11 第 7 項 (同法第 42 条の 6 第 7 項を含む。)</u> ……………</p> <p><u>措置法第 68 条の 11 第 8 項 (同法第 42 条の 6 第 8 項を含む。)</u>の規定の適用 <u>を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき供用年度後の連結事業年度に</u> <u>おいて値引きがあった場合の当該供用年度の措置法第 68 条の 11 第 8 項 (同法</u> <u>第 42 条の 6 第 8 項を含む。)</u>に規定する税額控除限度額についても、同様とす <u>る。</u></p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>68 の 11-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等 (以下「<u>新たな機能の追加等</u>という。) のための費用 ……………<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項、第 8 項</u> <u>又は第 10 項</u>……………</p> <p><u>同条第 4 項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支</u> <u>出した場合についても、同様とする。</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11-8 <u>措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する</u>中小連結法人である連結法人 が、その<u>取得等をした</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>68 の 11-10 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 11 第 2 項 (同法第 42 条の 6 第 2 項を含む。)</u> ……………</p> <p>(ソフトウェアの改良費用)</p> <p>68 の 11-10 の 2 ……………</p> <p>……………改良等のための費用……………<u>措置法第 68 条の 11 第 1 項</u> <u>又は第 2 項</u>……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 11-11 <u>措置法第 68 条の 11 第 14 項の規定により同条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項から第 9 項まで</u>……………<u>同条第 14 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項から第 9 項まで</u>……………<u>同条第 14 項第 3 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項から第 9 項まで</u>……………</p>	<p>68 の 11-11 <u>措置法第 68 条の 11 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………<u>同条第 7 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………<u>同条第 7 項第 3 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………</p>

五 第 68 条の 13(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>68 の 13-1 <u>措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 2 号イ及びロ</u>……………<u>特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第 27 条の 9 第 4 項、第 6 項若しくは第 9 項</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 13-2 ……………<u>1,000 万円</u>……………</p> <p><u>同項第 2 号イ</u>……………<u>器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの</u>……………<u>100 万円</u>……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 13-4 ……………<u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項</u>……………</p>	<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>68 の 13-1 <u>措置法令第 39 条の 43 第 2 項第 2 号</u>……………<u>金融業務に係る事業又は措置法令第 27 条の 9 第 4 項、第 6 項若しくは第 8 項</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68 の 13-2 ……………<u>5,000 万円</u>……………</p> <p><u>同項第 2 号若しくは第 3 号イ</u>……………<u>器具及び備品</u>……………<u>500 万円</u>……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68 の 13-4 ……………<u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>
<p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>68の13-5の2 工業用機械等に係る措置法令第27条の9第7項第1号イに規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>68の13-5の3 工業用機械等に係る措置法令第27条の9第7項第1号イに規定する「専ら開発研究（……）の用に供される器具及び備品」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>68の13-5の4 連結法人が、その取得又は製作をした措置法第68条の13第1項の規定に係る措置法第42条の9第1項の表の第3号の第3欄に規定する器</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 13-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項……………</p> <p>…取得又は建設……………</p> <p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 13-7 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………1,000 万円……………同項第 2 号イ……………器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの……………100 万円……………</p> <p>……</p>	<p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>68 の 13-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項……………</p> <p>……………取得等……………</p> <p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68 の 13-7 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………5,000 万円……………同項第 2 号若しくは第 3 号イ……………</p> <p>……………器具及び備品……………500 万円……………</p>

六 第 68 条の 14 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 14 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68 の 14-1 措置法第 68 条の 14 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下 68 の 14-4 までにおいて「特定機械装置等」という。）に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>特定機械装置等に係る同条第 3 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 4,000 万円以上又は 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>（圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額）</u></p> <p><u>68 の 14-2 特定機械装置等に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置若しくは器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上若しくは 1,000 万円以上であるかどうか又は同条第 3 項に規定する機械及び装置若しくは器具及び備品の取得価額が 4,000 万円以上若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>特定機械装置等に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>68 の 14-3 特定機械装置等に係る措置法第 42 条の 10 第 1 項第 2 号に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(特定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 14-4 措置法第 68 条の 14 第 1 項に規定する実施連結親法人又は実施連結子法人（以下これらを「実施連結法人」という。）が、その取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国家戦略特別区域内において専ら当該実施連結法人の同項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該実施連結法人の営む特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>68 の 14-5 措置法第 68 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定に係る措置法第 42 条の 10 第 1 項第 1 号に規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p><u>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p><u>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p><u>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>68の14-6 措置法第68条の14第1項又は第2項の規定に係る措置法第42条の10第1項第1号に規定する「専ら開発研究(……)の用に供されるもの」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>68の14-7 実施連結法人が、その取得又は製作をした措置法第68条の14第1項又は第2項の規定に係る措置法第42条の10第1項第1号に規定する機械及び装置並びに器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該機械及び装置並びに器具及び備品が専ら当該実施連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置並びに器具及び備品は当該実施連結法人の行う開発研究の用に供したも</u> <u>のとして取り扱う。</u></p> <p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の14-8 連結法人が措置法第68条の14第1項(同法第42条の10第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第68条の14第2項(同法第42条の10第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>68 の 14-9 措置法第 68 条の 14 第 6 項に規定する開発研究用資産につき同条第 1 項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号に規定する特別試験研究費(以下 68 の 14-9 において「特別試験研究費」という。)の額に該当するものとみなされるのであるから、措置法第 68 条の 41 の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 14-10 措置法第 68 条の 14 第 9 項の規定により同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用がない同条第 9 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 9 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

七 第 68 条の 15 ((国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>68 の 15-3 ……………</p> <p>……………建設……………</p>	<p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>68 の 15-3 ……………</p> <p>……………製作若しくは建設(以下「取得等」という。)……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 15-4<u>取得又は製作若しくは建設</u>をした同項に規定する特定機械装置等.....</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>68 の 15-6別表第六.....</p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 15-6 の 2 指定連結法人が、その取得又は製作をした措置法第 68 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定に係る措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該指定連結法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該指定連結法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>68 の 15-7 連結法人が<u>措置法第 68 条の 15 第 1 項 (同法第 42 条の 11 第 1 項を含む。)</u>に規定する特定機械装置等.....</p>	<p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>68 の 15-4<u>取得等</u>をした同項に規定する特定機械装置等 (以下「特定機械装置等」という。)</p> <p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p> <p>68 の 15-6別表第六<u>の上欄</u>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>68 の 15-7 連結法人が特定機械装置等.....</p>

八 第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(給与等の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-1 の 2 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 2 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された支給額（措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 1 号の国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として同項第 3 号から第 5 号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、各連結法人ごとに合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(資産の取得価額に算入された給与等)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-4 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、各連結法人ごとに継続してその給与等を支給した日の属する連結事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(継続雇用制度対象者の判定)</u></p> <p><u>68 の 15 の 5-5 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 6 号の平均給与等支給額及び同項第 7 号の比較平均給与等支給額は、措置法令第 39 条の 46 第 11 項に規定する継続雇用制度対象者（以下「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、連結法人が、同一の者に対する</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、各連結法人ごとに継続してその合計額を継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときは、これを認める。</u></p>	

九 第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（生産等設備の範囲）</p> <p>68の15の6-1 措置法第68条の15の6第1項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む連結法人の工場、小売業を営む連結法人の店舗又は自動車整備業を営む連結法人の作業場のように、その連結法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</p> <p>（注）一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が連結法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68の15の6-2 措置法令第39条の47第1項第1号又は第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>同条第2項第1号若しくは第2号又は第4項第1号若しくは第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(取得価額の合計額の判定)</u></p> <p><u>68の15の6-3 措置法令第39条の47第1項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定は、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>同条第2項第2号又は第4項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定)</u></p> <p><u>68の15の6-4 措置法令第39条の47第1項各号に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>属設備、構築物又はソフトウェアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（68の15の6-5(2)に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（68の15の6-5(2)に掲げる場合にあっては、68の15の6-5(2)に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>措置法令第39条の47第2項又は第4項の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</u></p> <p><u>68の15の6-5 措置法第68条の15の6第7項に規定する税額控除限度額（同条第8項の規定により同条第7項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下68の15の6-5において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における特定生産性向上設備等（同条第1項又は第9項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下68の15の6-5において同じ。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した連結事業年度（措置法第68条の15の6第9項に規定する特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下68の15の6-5において「供用年度」という。）において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の連結</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>事業年度において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達 9－2－3（基本通達 10－2－2 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>68 の 15 の 6－6 連結法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定生産性向上設備等（措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>（特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>算)</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-7 連結法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項に規定する特定生産性向上設備等（同法第 42 条の 12 の 5 第 1 項に規定する特定生産性向上設備等を含む。）を事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該特定生産性向上設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等に係る措置法第 68 条の 15 の 6 第 7 項又は第 8 項（同法第 42 条の 12 の 5 第 7 項又は第 8 項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>（ソフトウェアの改良費用）</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-8 連結法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等（以下「新たな機能の追加等」という。）のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項又は第 8 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p><u>同条第 4 項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</u></p> <p><u>68 の 15 の 6-9 措置法第 68 条の 15 の 6 第 11 項の規定により同条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定の適用がない同条第 11 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては当該連結子法人及び同条第14項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項から第4項まで、第7項及び第8項の規定の適用を受けることができる。</u></p>	

十 第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の15の7</u>（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係 （控除可能期間の判定） <u>68の15の7-1</u> 連結法人が措置法第68条の15の7第1項…………… ⑥ ……………</p>	<p><u>第68条の15の6</u>（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係 （控除可能期間の判定） <u>68の15の6-1</u> 連結法人が措置法第68条の15の6第1項…………… ⑥ ……………</p>

十一 第68条の16（特定設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特別償却の対象となる特定設備等） <u>68の16(1)-1</u> …………… (1) …………… (2) ……………措置法令第39条の49第5項……………</p> <p>（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）</p>	<p>（特別償却の対象となる特定設備等） <u>68の16(1)-1</u> …………… (1) …………… (2) ……………措置法令第39条の46第5項……………</p> <p>（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 16(1) - 2措置法令第 39 条の 49 第 6 項.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 16(1) - 4 措置法令第 39 条の 49 第 1 項.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>68 の 16(1) - 5 措置法令第 39 条の 49 第 1 項.....</p> <p>(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)</p> <p>68 の 16(2) - 3 (1)措置法令第 39 条の 49 第 1 項..... (2)</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 16(3) - 1 措置法令第 39 条の 49 第 2 項..... (註)</p>	<p>68 の 16(1) - 2措置法令第 39 条の 46 第 6 項.....</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 16(1) - 4 措置法令第 39 条の 46 第 1 項.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>68 の 16(1) - 5 措置法令第 39 条の 46 第 1 項.....</p> <p>(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)</p> <p>68 の 16(2) - 3 (1)措置法令第 39 条の 46 第 1 項..... (2)</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68 の 16(3) - 1 措置法令第 39 条の 46 第 2 項..... (註)</p>

十二 第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 19</u> (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p>	<p><u>第 68 条の 17</u> (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(研究施設の範囲)</p> <p><u>68の19-1</u> 措置法第68条の19第1項……………<u>第44条第1項</u>…………… ……………<u>措置法令第28条の4第1項第1号</u>……………<u>措置法第68条の19第1項</u>……………</p> <p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p><u>68の19-2</u> 措置法第68条の19第1項……………<u>措置法令第28条の4第1項第1号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p><u>68の19-3</u> 措置法第68条の19第1項……………<u>措置法第44条第1項</u>…………… …………… (1) …………… (2) …………… (注) ……………</p> <p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p><u>68の19-4</u> 措置法第68条の19第1項……………<u>措置法第44条第1項</u>…………… ……………取得又は建設をする……………</p> <p>(研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>68の19-5</u> …………… ……………<u>措置法第68条の19第1項</u>……………</p>	<p>(研究施設の範囲)</p> <p><u>68の17-1</u> 措置法第68条の17第1項……………<u>第43条の2第1項</u>…………… ……………<u>措置法令第28条の2第1項第1号</u>……………<u>措置法第68条の17第1項</u>……………</p> <p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p><u>68の17-2</u> 措置法第68条の17第1項……………<u>措置法令第28条の2第1項第1号</u>…………… (注) ……………</p> <p>(研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p><u>68の17-3</u> 措置法第68条の17第1項……………<u>措置法第43条の2第1項</u>…………… …………… (1) …………… (2) …………… (注) ……………</p> <p>(特別償却の対象となる研究所用の建物の附属設備)</p> <p><u>68の17-4</u> 措置法第68条の17第1項……………<u>措置法第43条の2第1項</u>…………… ……………取得する……………</p> <p>(研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p><u>68の17-5</u> …………… ……………<u>措置法第68条の17第1項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(注) (機械及び装置の取得価額の判定単位) <u>68の19-6 措置法第68条の19第1項</u> <u>措置法令第28条の4第2項</u> <u>に規定する機械及び装置 (以下「機械及び装置」という。)</u> (圧縮記帳をした研究施設の取得価額) <u>68の19-7 機械及び装置</u>	(注) (機械及び装置の取得価額の判定単位) <u>68の17-6 措置法第68条の17第1項</u> <u>措置法令第28条の2第2項</u> <u>に規定する機械及び装置</u> (圧縮記帳をした研究施設の取得価額) <u>68の17-7 措置法第68条の17第1項に規定する研究施設に係る措置法令第28条の2第2項に規定する機械及び装置</u>

十三 旧第68条の20(集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<u>第68条の20(集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</u> <u>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</u> <u>68の20-1 措置法第68条の20第1項に規定する集積産業用資産 (以下「集積産業用資産」という。)</u> の取得価額の合計額が措置法令第39条の49第2項第1号ロに規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下「農林漁業関連業種」という。))に属する事業の用に供するものである場合には4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には5,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>④ 同項第1号ロに規定する機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上又は4,000万円以上であるかどうかの判定は、同号ロに規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。</u></p> <p><u>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68の20-2 措置法令第39条の49第2項第1号イに規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1,000万円以上（農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には500万円以上）であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>⑤ 当該機械及び装置が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p><u>68の20-3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(2) <u>工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p>(注) <u>倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。</u></p> <p><u>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</u></p> <p><u>68の20-4 集積産業用資産である工場用の建物（連結法人が取得等をした建物が農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は展示場用の建物を含む。）の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p><u>68の20-5 一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第68条の20第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</u></p> <p>(1) <u>工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとすることができる。</u></p> <p><u>(指定集積事業の用に供しているかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の20-6 連結法人が措置法第68条の20第1項に規定する集積区域内において行う事業が指定集積事業に該当するかどうかは、当該区域内にある事業所ごとに判定する。</u></p> <p>(注) <u>連結親法人である協同組合等が当該区域内において指定集積事業を営むそ</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>の組合員の共同的施設として集積産業用資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該集積産業用資産は当該協同組合等の営む指定集積事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>68の20-7 連結法人が、自己の下請業者で措置法第68条の20第1項に規定する集積区域内において指定集積事業を営むものに対し、当該事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該連結法人の営む指定集積事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>④ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。</u></p>

十四 第68条の26《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
第68条の26《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係	第68条の26《特定信頼性向上設備の特別償却》関係